

猫と共に暮らすための ガイドライン

～猫の適正飼養ハンドブック～



はじめに	1	(6) 夜行性	4	5. 飼い主のいない猫の適正管理	7
1. 定義	2	(7) グルーミング	4	(1) 地域の理解など	7
(1) 飼い猫	2	(8) 食事	4	(2) 避妊去勢手術の実施	8
(2) 飼い主のいない猫	2	(9) 排泄	4	(3) 餌の管理	9
(3) 地域猫	2	4. 飼い猫の適正飼養	5	(4) トイレの管理	9
2. 猫の歴史	2	(1) 終生飼養	5	(5) 健康管理	9
3. 猫の習性	3	(2) 屋内飼養	5	(6) 飼い主探し	9
(1) 繁殖	3	(3) 所有者明示	5	(7) 飼い主のいない猫を減らすために	9
(2) 社会生活	3	(4) 避妊去勢手術	6	6. 困った場合の相談先	11
(3) 運動	4	(5) 健康管理	6	7. 関係法令等	13
(4) マーキング	4	(6) しつけ	6		
(5) 鳴き声	4	(7) 猫を捨てない	6		

はじめに

猫や犬などの動物は、虐待したり捨てたりすることなく、「命あるもの」として適正に飼養、管理しなければなりません。

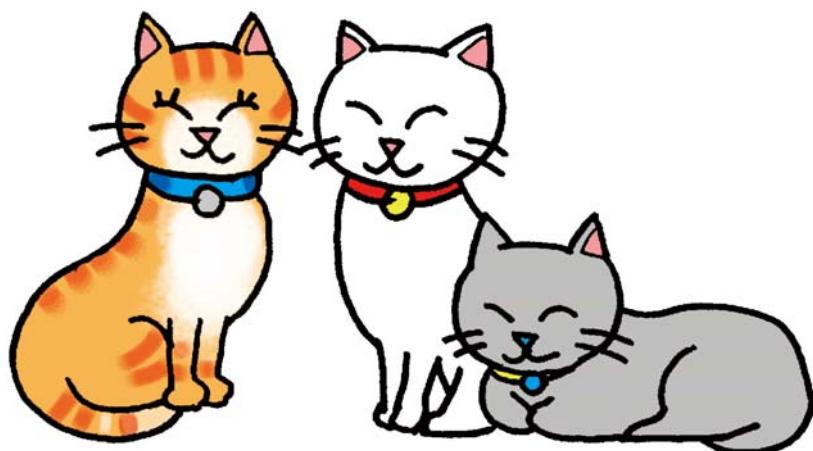
千葉市では、近年、犬や猫に関する苦情のなかで、猫に関する苦情が年々増えています。そのなかでも、飼い主のいない猫については、エサをあげっぱなしで後かたづけをしなかったり、ふん尿による悪臭等の被害などが原因で、住民間のトラブルに発展することもあります。

また、避妊去勢手術を実施していない屋外飼養の飼い猫や、飼い主のいない猫により、繁殖してしまったまだ目も開いていない子猫の収容や、どうしても飼えなくなってしまったことによる飼い主からの引取り依頼も増えています。

そのような中、収容した猫の一匹でも多くに生存の機会を与えられるよう、ボランティアの方の協力も得て譲渡に努めていますが、それでも多くの猫を殺処分しなければならない状況です。

このガイドラインは、猫の習性や適正な飼養及び管理の重要性について、猫を飼っている方、世話をしている方のみならず、地域の方にも共通の理解、認識をもっていただき、人と猫の調和のとれた、人と猫が共生できるまちづくりを進めることにより、猫問題の解決を図ることを目指して作成しました。

また、避妊去勢手術などを広めることにより、生涯を全うできない不幸な猫を減らし、猫の引取り頭数、殺処分頭数の減少を図ることも目指します。市民の方々が猫を飼う際や、地域で猫に関わる際など、猫と共に暮らすためにこのガイドラインを参考としていただければ幸いです。



1. 定義

このガイドラインでは、猫を「飼い主」の有無で分類します。

(1) 飼い猫

特定の飼い主により飼養されている猫をいう。

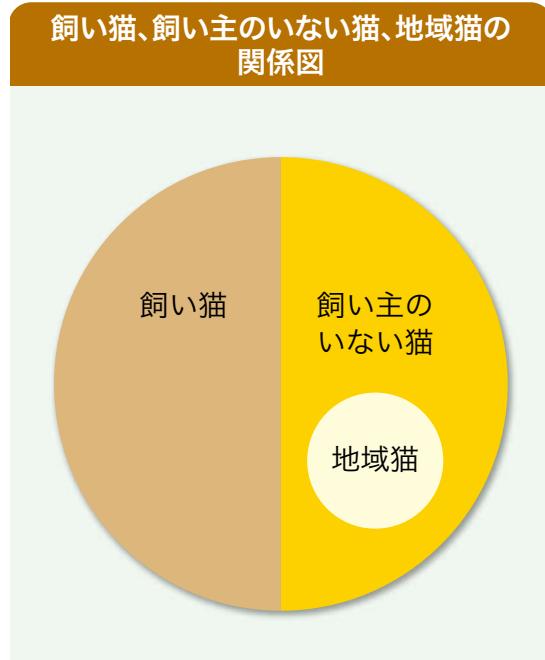
(2) 飼い主のいない猫

特定の飼い主がおらず屋外で人と関わりながら生活している猫をいう。

(3) 地域猫

飼い主のいない猫のうち、一代限りの命を全うさせることを目的に地域に応じたルール作りを行い、避妊去勢手術を実施し、餌の管理やふん尿の始末など適正な管理を行うことで、地域の理解などが得られている猫をいう。

飼い猫、飼い主のいない猫、地域猫の関係図



2. 猫の歴史

猫や犬など肉食性動物は、約 6,500 万年前～4,800 万年前に生息したミアキスと呼ばれる共通の祖先がいたと考えられています。ミアキスは、現在のイタチに似た姿であったと推定されています。

猫の仲間は、森林など、暗くて隠れ家の多い場所で生活し、狩りは、単独で静かに待ち伏せして行いました。狩りを成功させるために、攻撃をした獲物を逃さないための伸縮自在で鋭く強力な爪と、素早く殺すために急所の首に咬みつく強力な犬歯を発達させました。

家猫は、紀元前 2,000 ～ 3,000 年の間、エジプトでリビアヤマネコを飼いならしたものと言われています。倉庫に貯蔵された貴重な穀物をねずみから守るためにエジプト人は猫を大切に育てていました。紀元前 500 年頃になると、猫は、ギリシャなどヨーロッパに広まり、15 世紀以降、スペイン人などによってアメリカに伝えられ、中国には、仏教の經典をねずみの害から守るために、經典の伝来と共に猫がもたらされました。

日本では、平安時代の書物に猫の記述があることから、平安時代には貴族の愛玩動物として猫が飼われていたと考えられています。明治時代には、ペストを媒介するネズミを駆除するため、各戸で猫を飼うことが奨励されました。

現在、猫は愛玩動物として飼われていますが、避妊去勢手術をしないまま外で飼われたり、捨てられたりすることにより、飼い主のいない猫が増えています。飼い主のいない猫は、人間社会の中で人と関わりながら暮らしていますが、飼い主のいない猫を適正に管理する慣習がなかったことから、繁殖によりその数が増加し、問題となる地域が増えてきています。

3. 猫の習性

猫を飼ったり、世話をするなど、猫と関わる際には、猫がどのような動物か理解しましょう。

(1) 繁殖

オスは、生後 6 か月頃から初步的な性行動が見られるようになり、一般的には、生後 18 か月頃から放浪癖、喧嘩、尿を壁などに吹き付ける尿スプレーが顕著となります。

メスは、生後 4~5 か月頃から発情が始まり、一般的に発情の頻度は、年に 4 回、約 3 か月の間隔で、約 1 週間続きます。猫は交尾の刺激で排卵するため、高い確率で妊娠します。

猫の妊娠期間は 63 日前後で、1 回の出産で 3~8 匹産みます。例えば、1 匹の猫が 1 回の出産でオス 3 匹メス 3 匹産み、年 4 回出産すると、その子供、孫も出産することから、計算上、1 匹のメス猫から 1 年間で 240 匹の猫が家族として産まれることになります。

実例としては、ある地域で、1 匹の妊娠していたメスを保護し、そのメスと出産した子猫を避妊去勢手術しないまま屋内で飼養していたところ、1 年目で 20 匹以上、2 年目で 70 匹以上に繁殖したとの報告もあります。

1回の出産でオス3匹、メス3匹産み、年4回産むとすると…



(2) 社会生活

猫は、一般的に単独で生活し、一定の広さの縄張りをもちます。縄張りには、寝たり食べたりするエリアと、狩猟の場のハンティングエリアがあります。寝たり食べたりするエリアに他の猫が侵入してくると、喧嘩になることもあります。ハンティングエリアは、他の猫との共有の場であり、顔見知りの猫同士は、ケンカにはならない場合が多いようです。

縄張りは、他の猫と重複することがありますが、同じ場所であっても時間的な住み分けなどを行います。獲物が少なければ広い縄張りが必要になりますが、獲物が多ければ縄張りは狭くても十分なので、屋内だけで飼養しても猫にとって問題になることはありません。

(3) 運動

猫は高い場所が好きです。これは、獲物を捕るときに木の上で待ち伏せしたり、逆に身に危険が及んだときには木に登って危険を避けるという野生時代の本能のなごりだと考えられています。高い場所に登ると視野が広がり、広範囲まで観察することが出来ることから、猫にとって高い場所は、安全で落ち着ける場所なのです。

立体的に自由に運動できるようにすれば、屋内だけで飼養しても猫にとって問題になることはありません。また、猫は、優れた反射神経と平衡感覚をもっているため、体の5倍の高さまでジャンプできたり、高いところから飛び降りても上手に着地できます。

(4) マーキング

猫同士のコミュニケーションをとる手段として、匂いによる情報伝達があります。縄張りには、顔や脇腹の擦り付けや、爪研ぎ、特にオスでは尿スプレー（尿マーキング）を行い、自分の存在を示します。オスは、発情前に去勢手術をするとほとんどの猫の尿スプレーが減り、独特の臭いが軽減されます。

(5) 鳴き声

子猫が母猫に甘えたり、成猫では発情期の鳴き声など猫同士のコミュニケーションの手段ではあります、通常、鳴き声によるコミュニケーションはほとんど交わされず、警戒や威嚇、闘争の際に鳴き声を発します。人に対しては、餌の催促など、鳴き声で意思表示をします。

(6) 夜行性

猫は、本来、夜行性で、暗闇でも視力が働きます。飼い猫は、飼い主の生活リズムにより、昼夜を問わずに行動します。

(7) グルーミング

猫は、清潔好きで、体をなめたり、前肢で顔を洗うような動作をします。猫同士がなめ合うのは、気の合った仲間であることを示しています。不安やストレスが続くと毛づくろいの頻度が高くなります。

(8) 食事

猫は、食べ物に対する適応力は高いですが、本来は肉食性で、昼夜を問わずに頻繁に少量ずつ食べます。また、高タンパクで高脂肪の餌を好み、人間と必要とする栄養素が異なるほか、体内で合成できるビタミンやアミノ酸も異なるので、餌の栄養バランスが重要です。

人間の食べ物、残飯は与えず、栄養面で安心できるキャットフードを与えるようにしましょう。なお、餌も水も新鮮なものを与えるようにしましょう。

(9) 排泄

猫は、排泄する時に砂など柔らかい場所に穴を掘り、そこに排泄し、排泄後はその上に砂などをかけて隠す習性があります。その習性を利用すれば、比較的簡単にしつけできます。猫はきれい好きですので、トイレは清潔に保ちましょう。

4. 飼い猫の適正飼養

猫を飼う際に、飼い主と猫が共に幸せに暮らすための飼い方について示します。

(1) 終生飼養

猫は、屋内できちんと飼えば10年以上生きます。また、猫を飼うには、餌代や病気の予防、治療などたくさんの費用がかかることから、経済的なことを考慮する必要があります。猫を飼う際は、どんな状況になっても最後まで責任をもって面倒を見られるか家族などと話し合って、よく考えてから飼いましょう。猫にも寿命を全うする権利があります。飼い始めたら、その生涯を全うするまで責任をもって飼いましょう。

猫を捨てることは動物の愛護及び管理に関する法律により禁止されており、違反すると最大100万円の罰金が科せられます。どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。それでも飼い主が見つからない場合は、動物保護指導センターに相談してください。

(2) 屋内飼養

猫を飼う際は、屋外に出さず屋内のみで飼養するようにしましょう。猫を屋内で飼養することによって、ウイルスや細菌などによる感染症を高い確率で回避することができ、猫同士のけんかや交通事故などの危険もなくなります。また、他人の敷地などで糞をしたり、鳴き声をあげるなど、近隣への生活環境被害やトラブルを未然に防ぐことができます。

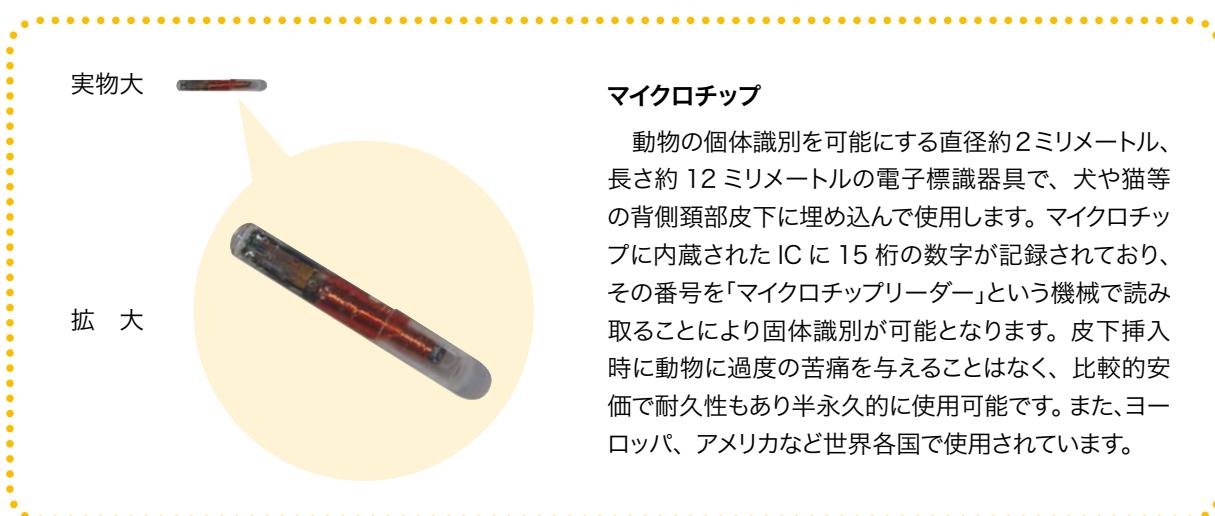
猫の習性を理解し、避妊去勢手術の実施、トイレや爪研ぎの設置、立体的な移動や外を眺められる場所の確保など、環境を整えてあげれば、屋内のみで飼養できます。屋内のみで飼養すれば、猫に無用なストレスはかかりず、健康上からも長生きできます。猫にとっては、屋外飼養よりも屋内飼養のほうがが幸せです。

屋内飼養は、愛猫家の常識になっています。

(3) 所有者明示

猫を飼う際は、万が一逃げたときに備え、迷子にならないよう、迷子札やマイクロチップを装着しましょう。首輪を着ける場合は、首輪が引っかかった際に外れる安全首輪を選ぶと安心です。迷子札には、飼い主の名前と連絡先を記入しておきましょう。

マイクロチップが装着されていれば、首輪や迷子札が外れても動物保護指導センターで飼い主を確認することができます。また、大地震などの災害発生時に飼い主とはぐれても、マイクロチップが装着されていれば見つけ出せる可能性が高くなります。



(4) 避妊去勢手術

猫は、繁殖力がたいへん高く、3～8匹の子猫を年2～4回生みます。本市では、不幸にも殺処分される猫の多くが離乳期前後の子猫です。生まれてから子猫の飼い主を探すのはとても困難で、全ての子猫を飼ってもらうのはほとんど不可能です。子供を産ませるつもりがない、生まれてくる命に責任が持てない場合には、メスは避妊手術、オスは去勢手術を実施しましょう。

避妊去勢手術を実施することにより、人慣れしやすい穏やかな性格になり、喧嘩も減少し、行動範囲が狭くなるほか、特にオスは発情前に去勢手術をすると、ほとんどの猫の尿スプレーが減り、独特的の臭いが軽減されます。また、オスの精巣腫瘍、メスの子宮蓄膿症を高い確率で予防することができ、メスの乳がんについても予防効果があると言われています。

(5) 健康管理

ウイルスなどによる感染症予防のワクチン接種や、ノミやダニなどの外部寄生虫、回虫などの内部寄生虫などの病気予防に努め、異常が見つかったら、早めに動物病院に相談しましょう。

猫は、人間とは必要とする栄養素が異なるほか、体内で合成できるビタミンやアミノ酸も異なるので、餌の栄養バランスが重要です。栄養面で安心できるキャットフードを与えるようにしましょう。

(6) しつけ

猫を飼う際は、トイレのしつけをしましょう。猫は、1日に3回程度の排尿と1～2回の排便をします。また、自分のふん尿を一定の場所に埋める習性がありますので、次の点に留意して部屋の中の静かな落ち着ける場所に市販のトイレ砂やペットシートなどを入れたトイレを準備しましょう。

- ①トイレの数は、飼養頭数プラス1用意しましょう。
- ②静かに落ち着いて排泄できる場所に設置しましょう。
- ③猫は汚れたトイレを嫌うので、毎日掃除しましょう。また、容器の掃除も忘れずに行いましょう。

猫を観察して、前脚で床を引っかくような仕草が見られたら、トイレに連れて行きそこで排泄させることを繰り返せば、すぐにトイレのしつけをすることができます。トイレ以外の場所で排泄するのであれば、トイレの場所が悪かったり、トイレが不潔であることが考えられます。

また、日頃からキャリーケースやケージに慣らしておくと、災害時、入院時などの時に速やかに対処できます。

(7) 猫を捨てない

飼い猫や生まれた子猫は絶対に捨てないでください。捨てられた猫が幸せに生きられる場所は殆どありません。餌や水も飲めない辛い日々の後に、病気や交通事故で死んだり、生き延びても人に嫌われる悲惨な生活を送ることになります。

猫を捨てることは動物の愛護及び管理に関する法律により禁止されており、違反すると最大100万円の罰金が科せられます。どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。それでも飼い主が見つからない場合は、動物保護指導センターに相談してください。



5. 飼い主のいない猫の適正管理

飼い主のいない猫は、もともとは飼い猫が捨てられたもの、また、避妊去勢手術をせずに外に出して飼われている猫が繁殖したものです。「猫を捕獲し、殺処分すればいい」との意見が中には見受けられますが、猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」によって愛護動物とされており、みだりに殺したり傷つけたりすることは禁じられています。動物保護指導センターでも殺処分を目的とした捕獲、収容はしていません。

飼い主のいない猫の問題を解決するには、避妊去勢手術を行うなど適正な管理を行い「地域猫」として地域で世話をするなど、人が猫と共生していくよう努める必要があります。マナーを守らない身勝手な餌やりはやめましょう。地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指すなど、飼い主のいない猫を減らして地域の問題を解決ていきましょう。ルールを守ることが地域の理解を得るための第一歩であり、「地域猫」活動への第一歩なのです。

飼い主のいない猫に餌を与えることは、決して悪いことではありません。しかし、餌を与えるだけで避妊去勢手術をしなければ子猫が産まれて、飼い主のいない猫が増えてしまいます。大切な命を守り、不幸な命を減らすためには、猫を適正に管理しなければなりません。飼い主のいない猫の世話をする際は、地域の方に配慮し、地域の中で適正に管理することが重要です。また、地域の方は、猫を排除するのではなく、命あるものとして見守ることが重要です。

「地域猫」活動は、猫を増やす活動ではなく、暮らしやすい地域社会をつくり、街をきれいにするための活動です。世話をする方も地域の方も、人と猫との共生を目指す「地域猫」活動について理解を深め、どうしたら問題が解決できるか地域で考えていきましょう。ここでは、飼い主のいない猫を「地域猫」として地域の中で適正に管理し、人と猫が共に暮らしていくための基本的な取組みについて示します。

(1) 地域の理解など

飼い主のいない猫の世話をする際は、餌やり場、排泄場所の設置や餌やりの時間等、地域の状況に応じたルール作りをし、地域の方に活動の趣旨などを説明し、理解などを得て取り組みましょう。1人ではなく、協力してくれる方などとグループを作り活動すると地域の方の理解を得やすくなります。活動を理解してもらうために地域の中でコミュニケーションを深めましょう。



(2) 避妊去勢手術の実施

飼い主のいない猫の世話をする際は、メスは避妊手術、オスは去勢手術を必ず実施しましょう。飼い主のいない猫の寿命は一般的に4～5年と言われていることから、避妊去勢手術を行えば、子猫は生まれず、徐々に数が減少していきます。一代限りの命を全うさせつつ、不幸な猫の数を減らしていくことが重要です。

飼い主のいない猫の繁殖を抑え、その数を減らしていくことを目的に、捕獲（Trap）し、避妊去勢手術（Neuter）を施して元の場所に戻す（Return）活動のことをその頭文字を取って「TNR活動」と呼びます。

避妊去勢手術をする際は、手術していない猫と区別できるように、手術と同時に動物病院で耳先カットをしてもらいましょう。耳先カットは、オスは右耳、メスは左耳に行うと性別も区別できます。耳先カットにより猫に過度の苦痛を与えることはありません。

避妊去勢手術を行うことを目的に猫を一時的に保護する際、保護することが難しい人慣れしていない猫などの場合は、動物保護指導センターに相談してください。



避妊去勢手術をするとこんなに良いことがあります

- 不幸な猫が生まれなくなります。
- 尿スプレーや、独特の臭いも減ります。
- 行動範囲が狭くなるため、他の地域に迷惑がかからなくなります。
- 発情期の鳴き声も減ります。
- 穏やかな性格になり、喧嘩が減ります。
- 交尾や喧嘩によって起こる感染症を予防できます。
- 生殖器の病気を予防できます。

(3) 餌の管理

餌を与える場所は、地域住民に迷惑のかからない場所に固定しましょう。餌と水は、1日1～2回、決められた時間に与えるようにしましょう。餌の量は、食べきれる量を与え、食べ終わったら、残りの餌や容器を片付けて周辺を清掃しましょう。餌のあげっぱなしは絶対にしないでください。カラスやハエなどがたかったり、悪臭の原因になります。

(4) トイレの管理

トイレは、地域住民に迷惑がかからず人目に付かない場所に設置し、そこで排泄させましょう。猫は、プランターや物かけに砂や土を盛っただけでもトイレとして使います。トイレを清潔に保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。地域を巡回し、トイレ以外の排泄物なども片付けましょう。

(5) 健康管理

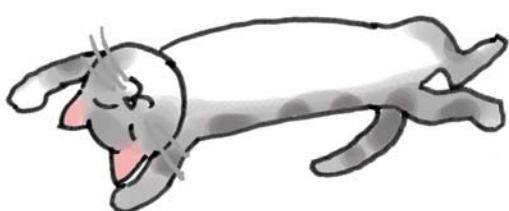
世話をしている猫の数や健康状態を把握し、異常が見られる場合は、動物病院で受診させましょう。病気の予防などについても、動物病院に相談しましょう。

(6) 飼い主探し

猫が屋外にいる以上、病気への感染や交通事故などの危険が付きまといますので、飼い猫として屋内で終生飼養してくれる方を探す努力をしましょう。

(7) 飼い主のいない猫を減らすために

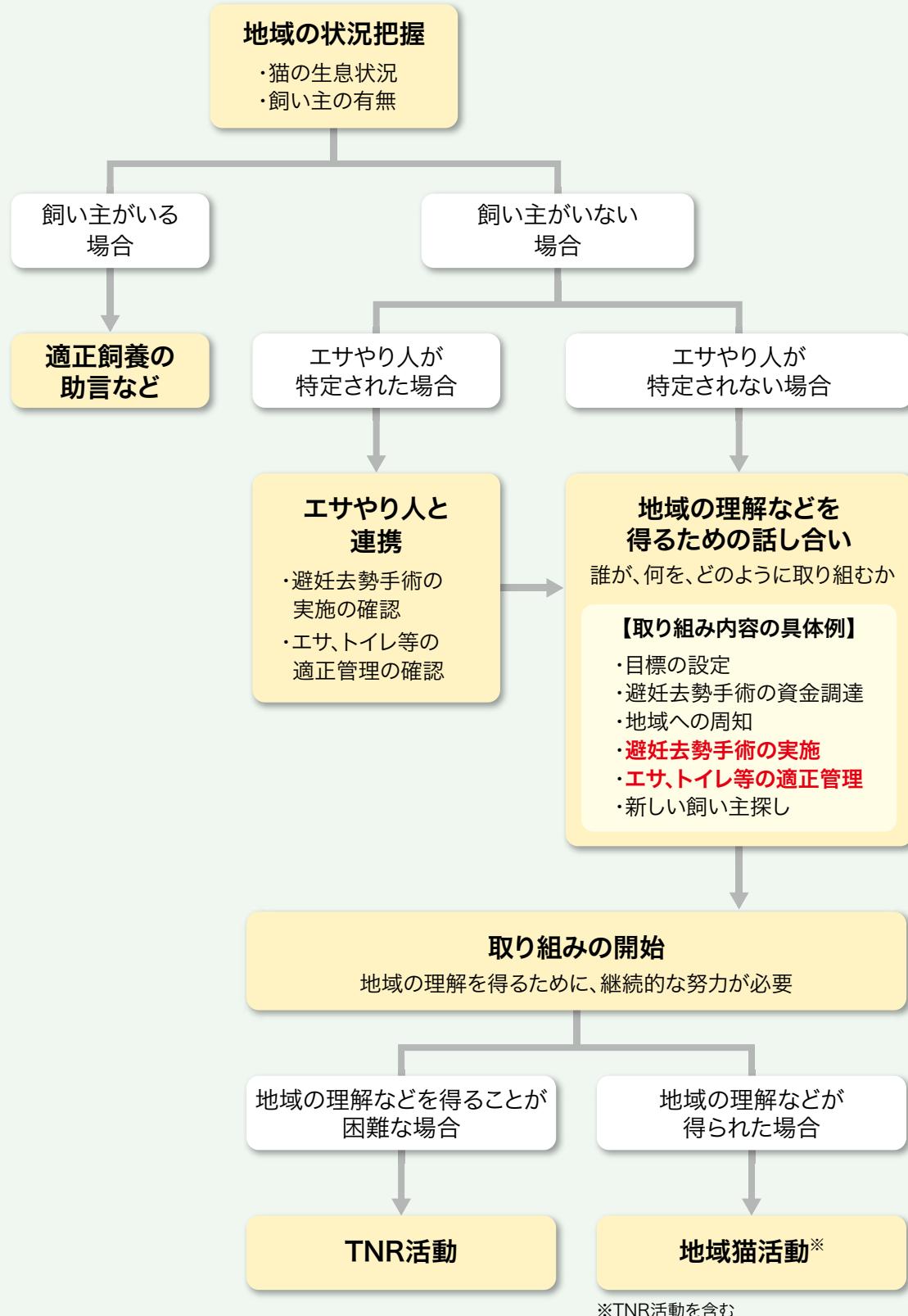
飼い主のいない猫の世話をする際に、「地域猫」としての理解などを得ることが困難な場合や住居などがない場所で世話をする場合も、避妊去勢手術を実施し、適正な管理を行うことにより生息環境を清潔に保ち、飼い主のいない猫を減らす取り組みを行いましょう。生まれた子猫が幸せに生きられる場所は殆どありませんので、避妊去勢手術は必ず実施しましょう。



地域住民が飼い主のいない猫を適正に管理するための活動の例示

これは、飼い主のいない猫を適正に管理するための活動の流れです

- 飼い主のいない猫を適正に管理するための活動は、地域住民が主体となって行います。
- 活動の方法は、地域によって様々です。



6. 困った場合の相談先

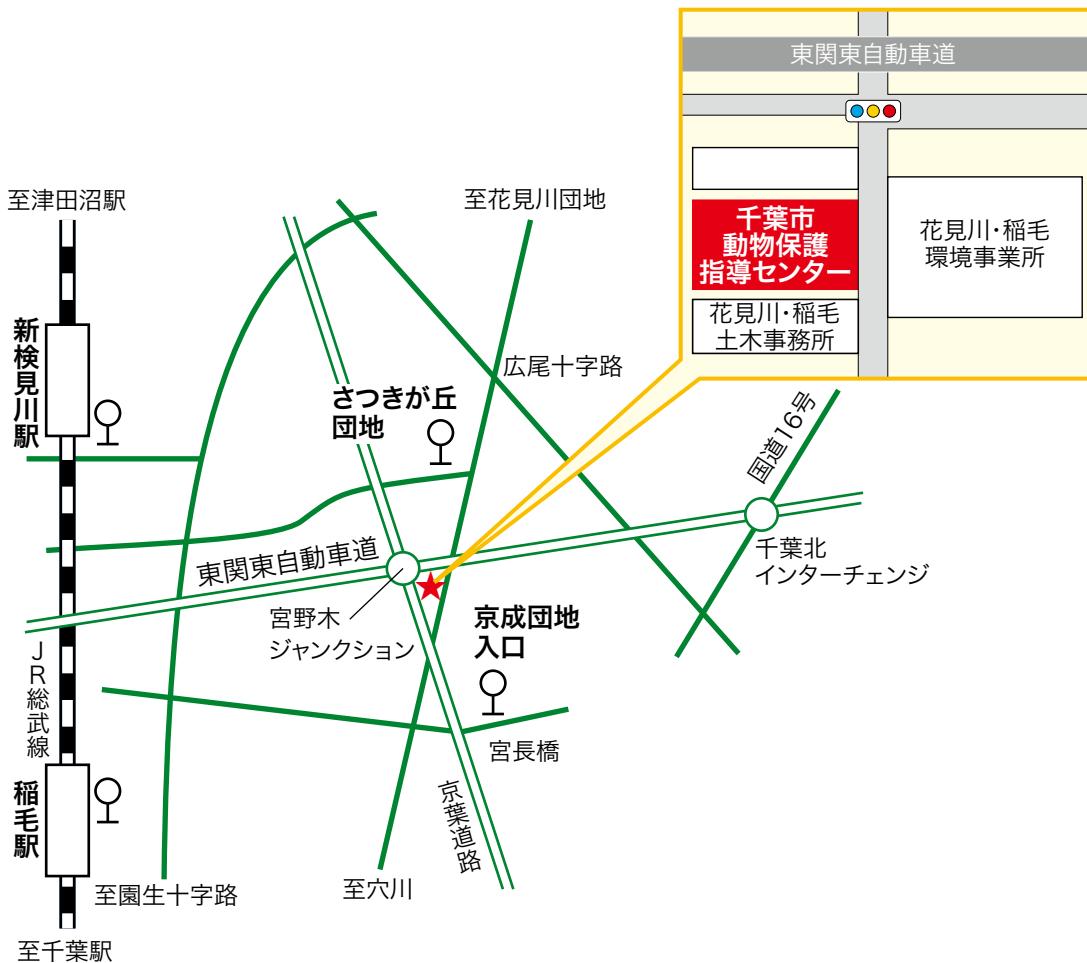
猫の飼い方や、地域猫活動の取り組みなど、わからないことや困ったことがあった場合は、動物保護指導センターに相談してください。

千葉市動物保護指導センター

住 所 : 千葉市稻毛区宮野木町 445-1

電 話 : 043-258-7817

メールアドレス : dobutuhogo.HWH@city.chiba.lg.jp



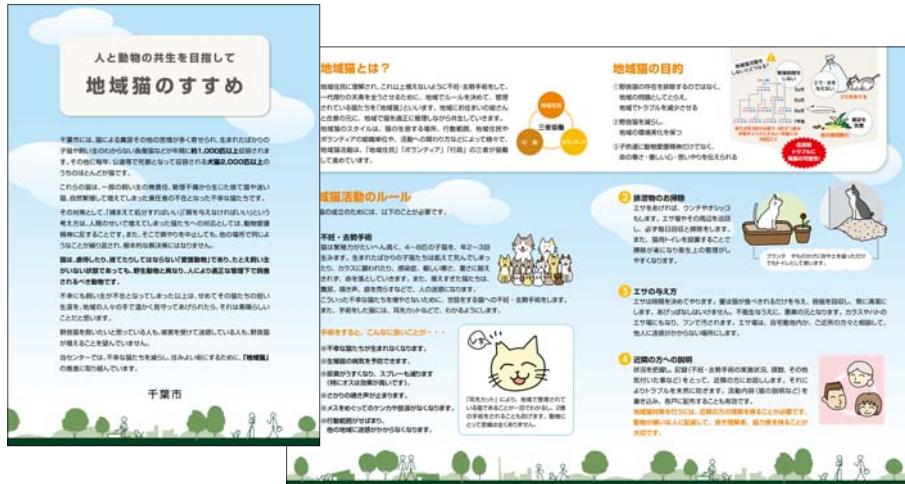
～交通手段～

- ① JR新検見川駅北口より
京成バス「さつきが丘団地」行き、終点「さつきが丘団地」下車(徒歩8分)
- ② JR稻毛駅東口より
京成バス「京成団地」行き、「京成団地入口」下車(徒歩13分)

千葉市では、猫の問題を解決するために、市の広報や講習会、動物愛護週間行事などを通して、市民の方々にこのガイドラインを周知し、猫の習性や適正な飼養及び管理の重要性について啓発し、人と猫が共生できるまちづくりを進めていきます。

千葉市動物保護指導センターの主な啓発物

● 地域猫のすすめ パンフレット



● 人と動物の共生を目指して パンフレット



● 動物の遺棄・虐待は犯罪です プレート



● 責任をもって ねこの世話をしていますか プレート



7. 関係法令等

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵(かん)養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

千葉市動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(所有者等の遵守事項等)

第6条 所有者等は、動物を適正に飼養するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 動物の種類及び発育状況に応じて適正に飼料及び水を与えること。

(2) 動物の疾病及び負傷の予防等その健康及び安全を保持すること。

(3) 動物の種類及び健康状態等に応じて、適正に運動させること。

(4) 動物の種類、習性等に応じた施設を設けること。

(5) 汚物又は汚水を適正に処理することにより、施設内外を清潔にし、悪臭又は昆虫等の発生を防止すること。

(6) 動物が公園、道路等公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷することのないよう飼養すること。

(7) 動物の鳴き声、動物から飛散する羽毛等により人に迷惑をかけないよう飼養すること。

(8) 動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないよう飼養すること。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属するもの

(9) 所有者等は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、動物が逸走した場合は、その責任において自ら捜索し、収容すること。

3 所有者等は、動物に起因する感染症の疾病について正しい知識を持つとともに、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

4 所有者は、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

5 所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、生殖を不能にする手術等繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 所有者は、その所有する動物の飼養の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

(勧告及び措置命令)

第14条 市長は、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害したとき若しくは侵害するおそれがあると認めるとき又は第6条第1項及び第2項の規定に違反したときは、当該動物の所有者等に対し、期限を定めて次に掲げる措置をとることを勧告することができる。

(1) 施設を設置し、又は改善すること。

(2) 動物をけい留し、又は施設内で飼養すること。

(3)動物に口輪をつけること。

(4)動物を殺処分すること。

(5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該動物の所有者等に対し、直ちに同項に規定する措置をとることを命ずることができる。

(罰則)

第18条 第14条第2項又は第3項の規定により命ぜられた措置

をとらなかった者は、1年以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1)第8条の規定に違反して、同条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は犬の検診を受けさせることを怠った者

(2)第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3 第6条第2項の規定に違反して、飼い犬をけい留しなかった者は、50,000円以下の罰金又は科料に処する。

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(抜粋)

第1 一般原則

1 家庭動物等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養(以下「終生飼養」という。)するよう努めること。

2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害するがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。

3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めること。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

(1)家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌(えさ)及び水を給与すること。

(2)疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

(3)所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

(1)所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

(2)所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待と

なるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行ふとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺の生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

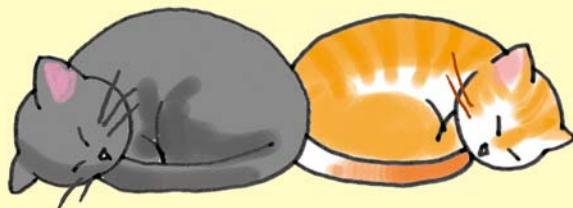
2 猫の所有者等は、疾病的感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病的感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するよう努めること。なお、都道府県等に引取りを求めて、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。

5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。



千葉市猫と共に暮らすためのガイドライン

平成 23 年 3 月発行

平成 25 年 9 月改訂

平成 26 年 4 月改訂

千葉市健康部生活衛生課

住所 : 千葉市中央区千葉港 2-1

電話 : 043-245-5215

千葉市動物保護指導センター

住所 : 千葉市稻毛区宮野木町 445-1

電話 : 043-258-7817